

令和8・9年度 愛知県入札参加資格審査申請要領（森林整備工事）

愛知県が発注する森林整備工事（地拵え、植栽、下刈、枝打、間伐等の森林施業）に係る競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、当要領に基づき、適正な入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）行ってください。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

（1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

（2）愛知県が指定する愛知県税（法人の場合は法人県民税、法人事業税及び自動車税、個人の場合は個人事業税及び自動車税）及び国税（法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は申告所得税、消費税及び地方消費税）について未納の税額がない者であること。

（3）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

（4）次のアからキまでのいずれかに掲げる専門技術者を雇用している者であること。

ア 技術士法に定める技術士（森林部門）

イ 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士（林業経営部門）

ウ 都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した次の林業作業士

（ア）基幹林業作業士（グリーンマイスター）

（イ）林業技能作業士（グリーンワーカー）

（ウ）林業作業士（グリーンオペレーター）

（エ）林業作業士

エ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する農林水産省が備える

研修修了者名簿に次の区分で登録されている者（当該登録を申請中である者を含む。）

（ア）現場管理責任者（フォレストリーダー）

（イ）統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）

オ 一般社団法人林業技能向上センターが実施する林業技能検定に合格した林業技能士（2級以上に限る。）

カ あいち森と緑づくり森林整備技術者養成研修又は林業現場技能者育成研修の修了証の交付を受けた者で、森林整備作業の実務経験が5年以上の者

キ 森林整備の現場管理業務の実務経験が10年以上の者

（5）次のア及びイに掲げる技術作業員（継続的に雇用され、専ら森林整備工事（施工管理を除く。）に従事し得る者に限る。）をそれぞれ2名以上雇用している者であること（ア及びイに掲げる技術作業員は、同一の者でも差し支えない。）。

ア 「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」（平成12年2月16日付け基発第66号労働省労働基準局長通達）に基づく刈払機取扱作業者安全衛生教育を受けた技術作業員

イ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号に掲げる伐木等の業務に係る特別教育を受けた技術作業員

（6）個人の場合は、入札参加資格審査申請書を提出しようとする日の属する年の前年分（その日がその年の2月15日以前である場合は前前年分とし、2月16日から3月15日までの間である場合は前年分又は前前年分とする。）の所得税につき青色申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書をいう。）を提出している者であること。

2 申請の方法

申請をする方は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を提出してください。

（1）受付期間

| 受付区分 | 受付期間 |
|------|---|
| 定時受付 | 令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで 平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで |
| 隨時受付 | 令和8年4月1日（水）から令和10年1月31日（月）まで 平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで |

（2）受付場所

愛知県農林基盤局林務部森林保全課

名古屋市中区三の丸三丁目1-2

電話（052）954-6451

(3) 提出書類

| No. | 提出書類の名称 | 説明 |
|-----|----------------|--|
| 1 | 入札参加資格審査申請書 | 別記様式 |
| | 添付資料 | No.1別記様式に示すもの |
| 2 | 登記事項証明書 | 法人のみ必要（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書） |
| 3 | 身元証明書 | 個人のみ必要（本籍地の市区町村長証明のもの） |
| 4 | 登記されていないことの証明書 | 個人のみ必要（法務局が発行するもの） |
| 5 | 委任状 | 契約権限等を支店長等に委任する場合のみ必要（任意様式） |
| 6 | 納税証明書（愛知県税） | 愛知県県税事務所が発行した納税証明書（「未納がない旨」又は「滞納がない旨」の記述があるもの） |
| 7 | 納税証明書（国税） | 税務署が発行した納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式に定めるもの（法人の場合「その3の3」、個人の場合「その3の2」）） |
| 8 | 決算関係証明書類 | 法人の場合は貸借対照表及び損益計算書、個人の場合は青色申告書の写し及び資産、負債の状況を明らかにした書類 |
| | 審査結果通知用封筒 | 封筒（長3）に110円切手を貼ったもの |

備考 1 No.1 から No.8 までの提出書類の用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 No.2 から 4、6 及び 7 は、鮮明なものである限り複写による写しでも差し支えないが、証明年月日が申請日の前3月以内のものであること。

3 No.5 は、委任期間に令和8年4月1日から令和10年3月31日を含み、また、「見積及び入札に関すること」及び「契約締結に関すること」等の権限を委任したものであること。

4 提出書類は、とじ込まないで番号順にクリップで留めること。

(4) 提出部数

1部

(5) 申請方法

持参又は郵便等により提出すること（郵便等による場合は、（1）の期間中に（2）の受付場所に必着とする。）

(6) 申請する営業所

申請は、愛知県と契約を締結する本社を含めたいずれか1つの営業所で行ってください。

3 資格審査

1 の入札参加資格を満たすことを審査します。

4 審査結果

定時受付の場合は、令和8年3月末（予定）に、その結果を申請者にそれぞれ通知します。

随時受付の場合は、令和8年5月登録からおおむね1月ごとにその結果を申請者に通知します。

5 資格の有効期間及び更新手続

入札参加資格決定の日（定時受付の場合は、令和8年4月1日）から令和10年3月31日までとします。ただし、令和10年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

6 入札参加資格決定後における登録内容の変更等について

入札参加資格の登録内容に変更等が生じたときは、速やかに、次表に掲げる添付書類を添えて変更届（様式は任意）を提出してください。

| 事項番号 | 変更等事項 | 添付書類 |
|------|----------------------|--|
| 1 | 商号又は名称（支店営業所を含む。） | 登記事項証明書（登記を要する場合のみ） |
| 2 | 所在地又は電話番号（支店営業所を含む。） | 登記事項証明書（登記を要する場合のみ） |
| 3 | 資本金（法人のみ） | 登記事項証明書 |
| 4 | 代表者の職名又は氏名 | 登記事項証明書（法人のみ） 身元証明書及び登記されていないことの証明書（個人のみ） |
| 5 | 支店長等の職名又は氏名 | 委任状（契約権限を委任されている者のみ） |
| 6 | 代表者から支店長等への権限委任 | 登記事項証明書（登記を要する場合のみ）、 委任状 |
| 7 | 個人から法人への組織変更 | 営業が個人から法人に移行したことを証する書面及び法人の登記事項証明書 |
| 8 | 合併、営業権譲渡等による事業の承継 | 登記事項証明書及び合併、営業権譲渡等契約書の写し |
| 9 | 相続による事業の承継 | 相続関係を証する書面（戸籍謄本等） |
| 10 | 専門技術者、技術作業員 | 資格、経歴、安全衛生特別教育の修了書等の写し |
| 11 | 使用印鑑、ファクシミリ番号又は担当者名 | なし |

| | | |
|----|----|----|
| 12 | 廃業 | なし |
|----|----|----|

7 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）を3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがあります。

（1）地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当すると認められる者

地方自治法施行令（抜粋）
(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

（2）入札参加資格申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者

8 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者及び会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この要領に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたもの又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたものは、再度の競争入札参加資格審査の申請を行う必要があります。

9 その他

- (1) 申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、証明書面は、入札参加資格の有効期間内は保管しておいてください。
- (2) 当該申請に基づく入札参加資格者名簿は、愛知県森林保全課のホームページに掲載して公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

10 資格及び研修等について

| | |
|------------------------|---|
| イ 林業技士 (林業経営部門) | 一般社団法人日本森林技術協会（旧称 日本林業技術協会）で資格認定、登録が行われています。 http://www.jafta.or.jp |
| ウ 林業作業士 | 林業作業士の認定は、平成 22 年度で終了しています。 |
| エ 農林水産省が備える研修修了者名簿 | 林業労働力確保促進法に関する制度については、林野庁林政部経営課にお問い合わせください。 https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou |
| オ 林業技能士 | 一般社団法人林業技能向上センターが林業技能検定を実施しています。（令和 6 年 8 月 29 日に創設） https://ringyou-gino.org/skill |
| カ あいち森と緑づくり森林整備技術者養成研修 | この研修は、平成 30 年度で修了しています。 |
| カ 林業現場技能者育成研修等 | この研修については、愛知県森林・林業技術センターにお問い合わせください。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin-ringyo-c |

11 問い合わせ先

愛知県農林基盤局林務部森林保全課治山グループ

電話 052-954-6451（直通）

E-mail shinrin@pref.aichi.lg.jp

（参考）ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shinrin>